

保護者の皆様へ

学校給食費等に関するお知らせ

Ⅰ 学校給食費について

保護者の皆様には、学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食の実施に必要な経費のうち、「食材料費」を負担していただきます。

「食材料費」以外の学校給食センターの施設・設備の維持管理費用や光熱水費などは、市が負担しています。

なお、アレルギー等により、全く給食を食べることができない場合は、事前に在籍する学校へご相談ください。

(1) 学校給食の喫食予定回数

学校給食は区分によって年間の喫食(きっしょく)数が異なります。

また、各学校のスケジュールによって、学年毎に学校給食の有無が異なる場合があります。

(2) 学校給食費について

令和7年度から学校給食費を25%値上げ改定しましたが、保護者負担を軽減すべく、令和7年度においては児童生徒分の値上げ相当額を公費負担することから、**保護者負担額は実質据え置き**となります。

また、学校給食費は小学生と中学生でそれぞれ定められた年額を毎年5月から翌年2月の10期に分けて納付していただきます。

期別ごとの納付額は5ページに記載しています。

【令和7年度の学校給食費】

区分	1食あたり	公費負担額	保護者負担額		
			1食あたり	年間喫食数	学校給食費(年額)
小学校1・6年生	365円	73円	292円	183回	53,436円
小学校2～5年生(注)	365円	73円	292円	185回	54,000円
小学校特別支援	365円	73円	292円	181回	52,852円
中学校1・2年生(注)	440円	88円	352円	185回	65,040円
中学校3年生	440円	88円	352円	177回	62,304円

(注) 給食費改定の際の調整により、年額と1食あたりの金額×喫食予定回数で計算された額と差異があります。

【参考】学校給食法（抜粋）

（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

2 学校給食費の納付方法について

学校給食費は、「口座振替」、「納付書」、「スマートフォン決済アプリ」、「クレジットカード」により納付できますが、**口座振替による納付を推奨**しています。

（1）口座振替による納付

① 口座振替ができる金融機関（順不同）

・北海道銀行 ・北洋銀行 ・室蘭信用金庫 ・伊達信用金庫 ・北海道労働金庫
・ゆうちょ銀行 ・伊達市農業協同組合 ・いぶり中央漁業協同組合

② 口座振替依頼書の提出方法について

口座振替依頼書は「口座振替できる金融機関」、「登別市立の小・中学校」、「市役所本庁舎・支所」にあります。

必要事項を記入した口座振替依頼書は、ご自身で金融機関へ提出してください。

なお、口座振替依頼書の記載例は6ページにあります。

（2）納付書による納付

口座振替ができる金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

詳しくは納付書の裏面をご確認ください。

（3）スマートフォン決済アプリによる納付

「PayPay」と「LINEPay」で納付できます。

詳しくは、登別市公式ウェブサイト「スマートフォン決済アプリによる納付」をご確認ください。

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2021021000051>

（4）クレジットカードによる納付

令和5年4月より、クレジットカードによる納付もできるようになりました。

詳しくは、登別市公式ウェブサイト「市税及び各種料金のクレジットカード納付について」をご確認ください。

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2023011600029>

3 学校給食費等に関するQ&A

～学校給食費の納付額等について～

Q1 学校給食費の納付額は何で確認すればいいのでしょうか。

A1 毎年、5月中旬に配布する学校給食費納入通知書でご確認ください。

Q2 入院やその他の事情等により長期間欠席する場合、学校給食を一時的に休止できますか。

また、休止期間の学校給食費は減額されるのでしょうか。

A2 入院等の事情により、1週間単位で学校給食を食べない場合は、事前に在籍している学校へ報告していただくことで、一時的に休止することができます。

また、休止期間の学校給食費は減額します。

なお、食材発注の関係で学校給食の休止を希望する場合は、休止する前々週の水曜日までに在籍している学校へ報告してください。

Q3 経済的に余裕がないのですが、学校給食費を減免する制度はないのでしょうか。

A3 市では就学援助制度を設けていますので、在籍している学校または登別市教育委員会教育部学校教育グループ（0143-88-1162）へご連絡ください。

Q4 学校で学校給食費を納付したいのですが？

A4 学校で学校給食費の納付はできません。

Q5 学校給食費を滞納した場合はどうなりますか？

A5 経済的な事情等により、納期内に納付することが厳しい場合は、登別市市民生活部税務グループ（0143-85-1155）に相談してください。

市からの連絡に応じず学校給食費の滞納が続いた場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて厳正に対処させていただきます。

～学校給食費の口座振替について～

Q6 口座振替依頼書は年度当初に提出しなければいけないのでしょうか。

また、口座振替依頼書を金融機関に提出してから口座振替が開始されるのでしょうか。

A6 口座振替依頼書は年度当初に限らず提出することが可能です。

また、口座振替を開始するまでは、金融機関によって異なりますが、口座振替依頼書提出後、1～2か月程度の期間を要する場合があります。

口座振替が開始するまでは、年度当初に送付した納付書で納付してください。

Q7 第1子の学校給食費を口座振替で納付しているが、第2子が入学した際に改めて口座振替の手続をする必要があるのでしょうか。

A7 第1子と同じ口座を登録しますので、改めて口座振替の手続をする必要はありません。

Q8 口座振替は保護者名義の口座でなければいけないのでしょうか。

A8 保護者名義の口座だけでなく、児童・生徒名義の口座を登録することも可能です。

Q9 第1子の学校給食費は父親名義の口座、第2子の学校給食費は母親名義の口座のように同じ世帯で複数名義の口座を登録することは可能でしょうか。

A9 1世帯につき、登録できる口座は1口座までとなっているので、複数の口座を登録することはできません。

Q10 小学校から中学校へ進学する際、改めて手続をする必要があるのでしょうか。

A10 小学校から中学校への進学にあたり、改めて手続を行う必要はありません。

ただし、登別明日中等教育学校や私立中学校へ進学する際は、既に提出していただいる口座振替依頼書では対応できません。

Q11 昨年までは口座振替で納付できていたのに、今年は納付書が届いたのですが、なぜでしょうか。

A11 児童・生徒の保護者や世帯主が変更となった場合、口座振替が1度停止する事例があります。

「前年度まで口座振替で納付していたのに納付書が届いた。」「学校給食費が口座振替されていない。」などがありましたら、学校給食センター（0143-85-2723）へご連絡ください。

Q12 市内間で転校をするのですが、改めて口座振替の手続をする必要があるのでしょうか。

A12 転校先の学校が登別市立の小中学校であれば、改めて口座振替手続をする必要はありません。

Q13 残高不足等により口座振替ができなかった場合はどのように納付すればいいのでしょうか。

A13 次の口座振替日に未払分を合計して納付することはできません。

口座振替できなかった場合は、登別市市民生活部税務グループより未納分の納付書を送付しますので、届きしだい納付してください。

4 期別ごとの学校給食費納付額

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日
小学校1・6年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校2～5年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校特別支援	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
中学校1・2年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
中学校3年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
小学校1・6年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	4,836円
小学校2～5年	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
小学校特別支援	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	4,252円
中学校1・2年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,540円
中学校3年	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	3,804円

※ 納期限が休日の場合は金融機関の翌営業日となります。

5 口座振替依頼書の記載例

口座振替依頼書は3枚複写になっています。

ボールペン等(消せるボールペン不可)で強めに記入してください。

該当する項目に○をご記入ください。

提出した日をご記入ください。

(新) 変更・解約 (登録市学校給食費納入専用) (金融機関等控) 様式 (1)
 預貯金口座振替依頼
 自動払込利用申込書
 (登録市長) 殿 令和 〇 年 〇 月 〇 日
 (金融機関等) 申込者 (保護者) 給食 太郎 印
 住 所 登録市 〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇 番地 〇〇
 電話 (連絡先) 〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

- 1 児童・生徒氏名 (令和 3 年 1 月末現在の学校名・学年・組)

児童・生徒名	学 校 名	年	組
給食 次郎	給食小学校	3	1
給食 花子	給食中学校	1	2

児童生徒は3名まで記入
できます。

4 名以上の場合は、お手
数ですが、2 枚に分けて
提出してください

登別市から納入義務者（保護者）名義の納付書等が貴店に送付されたときは、下記の指定預貯金口座から口座振
より納付することとしたいので、下記事項を確認の上依頼します。なお、本来の納期限内に納付がなく、滞納とな
場合には登別市が関係法人（地方自治法施行令、民法等）に基づきなお債権保護措置（裁判所による支払督促、強
行、訴訟等）のための（財産の状況等に関する調査（所在、勤務先、収入及び財産などの調査））に同意したい、申し

- ※ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。
- 2 日座シ

	〒〇〇〇-〇〇〇〇(連絡先〇〇〇〇 - 〇〇 - お届け印
--	-------------------------------

口座名義人	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (連絡先〇〇〇〇-〇〇〇- 住所 登別市千歳 町 3 丁目 1 番地 3		お届け印 	
	フリガナ氏名	キョウシヨク タロウ 給食 太郎		
ゆうちょ上 銀行以外の 金融機関	銀行名	給食 銀行 金庫 千歳 組合		本店 支店
	口座番号等	1 普通 2 当座 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
ゆうちょ上 銀行	通帳記号 (6桁目は※欄にご記入ください) 通帳番号 (右から詰めてご記入ください) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ※ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇			
	種目コード	1 6 6	払込先口座番号	払込加入者名
	契約種別コード	3 0	0 2 7 2 0 - 7 - 3 2 8 5	登別市

住所・口座名義人・電話番号を正確に記入し、金融機関のお届け印を鮮明に押印してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合は、金融機関名・支店名・預金種目・口座番号をご記入ください。

ゆうちょ銀行の場合は、記
号・番号をご記入くださ
い。

- 3 振替（払込）開始期別
- | |
|---------------------------|
| 令和 3 年度 1 期（ 5 月分）より 各期ごと |
|---------------------------|

- 4 振替（払込）納付日
各納期の最終日（納期限）。なお、納期限が土日祝日の場合は翌営業日。

(確約事項)

- (1) 預貯金の支払手続請求の当座勘定約定書または預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出または預貯金通帳及び預貯金口座請求書の振出などにはしないで、貴金機関所定の方法で処理してください。
- (2) 指定預貯金残高が再振替日においても納付書等の金額に満たないときは、私に通知されことなく返却されても意義はありません。
- (3) この口座振替契約は貴金機関等及び登録書が必要と認めた場合には、私に通知されことなく解除されても意義はありません。
- (4) 預貯金通帳への記帳をもとに領収としますから、1回口座振替済通知書を登録書から発行してください。
- (5) この口座振替契約を変更または解除する場合は、私から貴金機関等並びに登録書について文書等により連絡します。
- (6) この取扱いについては仮に協議がなされても貴金機関等との責による場合を除き、貴金機関等には迷惑をおかけません。ただし、上記事項に、ゆうちょ銀行を除くものとします。ゆうちょ銀行をご指定の場合に自動払込規定が適用されます。

問い合わせ先

登別市学校給食センター

電話 0143-85-2723

M A I L lunch@city.noboribetsu.lg.jp